

八街市個人情報保護条例の一部改正について

1. 趣旨

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）の平成29年5月30日改正において、個人情報保護条例の見直しに当たり、「行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」ことが記載されました。この中で、非識別加工情報の提供の仕組みについては、情報加工の方法や体制等の検討を重ねる必要があることから今回の改正とはせず、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を参考に、八街市個人情報保護条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）を見直すものです。

また、この改正にあわせて、存否応答拒否と開示しないことができる個人情報の規定を追加します。

2. 概要

【個人情報の定義について】

紙ベースの文書や図画に加えて電子ベースの文書ファイル、音声ファイル、動画ファイルも対象とし、これらに記載又は記録された氏名、生年月日、個人の身体の一部を数値化したもの、個人に発行される番号又は記号その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義します。

【要配慮個人情報の取扱いについて】

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等の、不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについて「要配慮個人情報」として定義し、原則的に収集を制限します。

【存否応答拒否の追加】

開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる場合には、当該個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができるよう規定します。

【開示しないことができる個人情報の追加】

未成年者の法定代理人等による開示請求があった場合で、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる個人情報は、開示しないことができる

個人情報として規定します。